



千葉労働局発表  
平成 29 年 12 月 13 日

千葉労働局職業安定部  
職業対策課長 中村 芳明  
職業対策課長補佐 山田 匡彦  
地方障害者雇用担当官 関 貴之  
電話 043-221-4391 (代表)  
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

## 平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

〔 民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 〕

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けられている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成 29 年 6 月 1 日現在における管内の民間企業や公的機関などの同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

### ポ イ ン ト

#### 【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- 雇用障害者数は 9,937.5 人、対前年比 660.5 人、7.1%増加 （14 年連続で過去最高）  
うち精神障害者の雇用数が前年より 226 人、24.1%増加
- 実雇用率は 1.91%、対前年比 0.05 ポイント上昇 （6 年連続で過去最高）
- 法定雇用率達成企業の割合は 54.5%、対前年比 3.0 ポイント上昇  
うち 100～300 人未満企業の割合は 58.0%、対前年比 4.1 ポイント上昇

#### 【公的機関】（法定雇用率 2.3%、県教育委員会及び一部市町村教育委員会は 2.2%）

- 県機関では、8 機関の全てが法定雇用率を達成
- 市町村機関では、91 機関中 80 機関が法定雇用率を達成

（注）障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（5 ページ）の※を参照してください。

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

※報告対象企業は、平成24年までは56人以上規模企業、平成25年以降は50人以上規模企業である。（法定雇用率1.8%→2.0%）

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者数は9,937.5人で、前年より660.5人、7.1%増加し、14年連続で過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は5,865.0人（対前年比3.5%増）、知的障害者は2,910.0人（対前年比8.9%増）、精神障害者は1,162.5人（対前年比24.1%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、6年連続で過去最高の1.91%（前年は1.86%）であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は54.5%（同51.5%）と3.0ポイント上昇した。

【第1表、第1図】

### ○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業では1,320.0人であった。また、100～300人未満で2,395.5人、300～500人未満で953.5人、500～1,000人未満で1,220.0人、1,000人以上で4,048.5人と全体的に増加傾向にある。
- ・ 実雇用率は、規模が大きいほど高く、民間企業全体の実雇用率（1.91%）と比較すると、
  - ⇒ 1,000人以上規模企業（2.08%）、500～1,000人未満（1.93%）については上回った。
  - ⇒ 300～500人未満規模企業（1.77%）、100～300人未満（1.73%）、50～100人未満（1.90%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、企業規模50～100人未満が52.0%、100～300人未満が58.0%、300～500人未満が55.5%、500～1,000人未満が45.2%、1,000人以上が56.1%となり、500～1,000人未満規模企業を除き前年より上昇した。

【第2表(1)、第3表(1)、第2図】

## ○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業、鉱業」が 61.0 人、「建設業」が 129.0 人、「製造業」が 1,216.5 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 29.0 人、「情報通信業」が 121.0 人、「運輸業」が 789.0 人、「卸売業、小売業」が 1,577.5 人、「金融業、保険業」が 352.5 人、「不動産業、物品賃貸業」が 141.5 人、「学術研究、専門・技術サービス業」が 1,591.0 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 231.5 人、「生活関連サービス業、娯楽業」が 312.0 人、「教育・学習支援業」が、138.0 人、「医療・福祉」が 1,861.5 人、「複合サービス事業」が 118.5 人、「サービス業」が 1,268.0 人であった。
- 産業別の実雇用率では、「医療・福祉」(2.24%)、「金融業、保険業」(2.10%)、「サービス業」(2.04%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(2.03%)が法定雇用率に達している。さらに、「運輸業」(1.90%)、「宿泊業、飲食サービス業」(1.85%)と続いている。

【第 2 表(2)、第 3 表(2)、第 3 図】

## ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 平成 29 年の法定雇用率未達成企業は 1,008 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業 (1 人不足企業) が 682 社と、67.7%を占めている。
- また、障害者を 1 人も雇用していない企業 (0 人雇用企業) が 572 社、未達成企業に占める割合は、56.7%となっている。

## 2 公的機関における在職状況

### ○ 県の機関 (法定雇用率 2.3%が適用される機関)

県の機関 (43.5 人以上の機関) に在職している障害者の数は 298.0 人、実雇用率は 2.51%で、7 機関の全てが法定雇用率を達成。

【第 4 表 1、第 6 表(1)・(2)】

### ○ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%が適用される機関)

2.2%の法定雇用率が適用される県教育機関に在職している障害者の数は 503.5 人、実雇用率は 2.22%と法定雇用率を達成。

【第 4 表 2、第 6 表(3)】

### ○ 市町村等の機関 (法定雇用率 2.3%が適用される機関)

市町村の機関 (43.5 人以上の機関) に在職している障害者の数は 1,039.5 人、実雇用率は 2.38%で、87 機関中 77 機関が達成。

【未達成の機関】 銚子市、(木更津市)、(松戸市)、(一宮町)、(大多喜町)、(御宿町)、(長生村)、(国保国吉病院組合)、(公立長生病院)、(松戸市病院事業)

※ ( ) は、現在法定雇用率を達成している機関

【第 5 表、第 6 表(5)】

### ○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.2%が適用される機関）

2.2%の法定雇用率が適用される市教育機関に在職している障害者の数は 115.5 人、実雇用率は 2.09%と 4 機関中 3 機関が法定雇用率を達成している。

【未達成の機関】 千葉市教育委員会

【第 5 表、第 6 表(6)】

## 3 特殊法人等における雇用状況

地方の特殊法人（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 37.5 人、実雇用率は 1.76%で、3 機関が未達成となっている。

【未達成の機関】 東金九十九里地域医療センター、（総合病院国保旭中央病院）、  
（さんむ医療センター）

※（ ）は、現在法定雇用率を達成している機関

【第 1 表、第 6 表(4)】

## 4 千葉労働局の取組み

以上の状況を踏まえ、千葉労働局は次のとおり取組みます。

- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局幹部から各機関の幹部に対する指導を徹底する。
- ・ 民間企業については、平成 30 年 4 月 1 日に施行される法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える見直しに伴う法定雇用率の引上げを踏まえ、近年急激に増加している精神障害求職者に対する就職支援及び在職障害者への定着支援をより一層推進していくとともに、引き続き関係機関とのチーム支援や精神障害者雇用トータルサポーターの助言指導、共に働く精神・発達障害者を見守り支援する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の実施等による支援の強化を図る。
- ・ 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応として、平成 28 年 4 月 1 日より施行された障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律第 36 条及び第 36 条の 4）について、具体的に定めた指針に基づき周知啓発を行い、企業の障害者雇用管理改善の取組を促進する。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	$\left[ \begin{array}{l} \text{一般の民間企業} \dots\dots\dots 2.0\% \\ \text{(50人以上規模の企業)} \\ \text{特殊法人等} \dots\dots\dots 2.3\% \\ \left[ \begin{array}{l} \text{労働者数43.5人以上規模の特殊法人、} \\ \text{独立行政法人、国立大学法人等} \end{array} \right] \end{array} \right.$
○ 国、地方公共団体	$\dots\dots\dots 2.3\%$ <p style="text-align: center;">(43.5人以上規模の機関)</p>
○ 都道府県等の教育委員会	$\dots\dots\dots 2.2\%$ <p style="text-align: center;">(45.5人以上規模の機関)</p>

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

# 平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

## < 目次 >

### 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	10
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	11
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	12
第4図	民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移	13

### 2 公的機関等における在職状況（法定雇用率2.3%または2.2%）

第4表	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率2.3%が適用される機関）の障害者 在職状況	14
	千葉県 <small>の</small> 機関（法定雇用率2.2%が適用される機関）の障害者 在職状況	15
第5表	千葉県内市町村等 <small>の</small> 機関における障害者の在職状況	16
第6表	地方公共団体等 <small>の</small> 各機関の状況	17～19

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者及び知的障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
一般の民間企業 〔2.0%〕	企業 2,215 ( 2,163 )	人 519,911.5 (498,727.5)	人 1,940 ( 1,872 )	人 591 ( 532 )	人 4,402 ( 4,050 )	人 2,129 ( 1,902 )	人 9,937.5 ( 9,277.0 )	人 1,112.0 ( 1,142.5 )	% 1.91 ( 1.86 )	企業 1,207 ( 1,114 )	% 54.5 ( 51.5 )
特殊法人等 〔2.3%〕	4 ( 3 )	2,125.5 (1,824.5)	9 ( 12 )	2 ( 1 )	16 ( 10 )	3 ( 1 )	37.5 ( 35.5 )	9.0 ( 1.0 )	1.76 ( 1.95 )	1 ( 0 )	25.0 ( 0.0 )

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
一般の民間企業 〔2.0%〕	人 9,937.5 ( 9,277.0 )	人 1,541 ( 1,495 )	人 380 ( 343 )	人 2,159 ( 2,088 )	人 488 ( 496 )	人 5,865.0 ( 5,669.0 )	人 496.0 ( 564.5 )	人 399 ( 377 )	人 211 ( 189 )	人 1,464 ( 1,329 )	人 874 ( 799 )	人 2,910.0 ( 2,671.5 )	人 321.0 ( 293.5 )	人 779 ( 633 )	人 767 ( 607 )	人 1,162.5 ( 936.5 )	人 295.0 ( 284.5 )
特殊法人等 〔2.3%〕	37.5 ( 35.5 )	9 ( 12 )	1 ( 0 )	9 ( 5 )	1 ( 1 )	28.5 ( 29.5 )	7.0 ( 1.0 )	0 ( 0 )	1 ( 1 )	4 ( 4 )	0 ( 0 )	5.0 ( 5.0 )	0.0 ( 0.0 )	3 ( 1 )	2 ( 0 )	4.0 ( 1.0 )	2.0 ( 0.0 )

〔第1表 (1) の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は、平成28年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

〔第1表 (2) の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は、平成28年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

## 第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

### (1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
規模計	企業 2,215 (2,163)	人 519,911.5 (498,727.5)	人 1,940 (1,872)	人 591 (532)	人 4,402 (4,050)	人 2,129 (1,902)	人 9,937.5 (9,277.0)	人 1,112.0 (1,142.5)	% 1.91 (1.86)	企業 1,207 (1114)	% 54.5 (51.5)
50～ 100人未満	企業 989 (987)	人 69,605.5 (69,697.5)	人 196 (186)	人 139 (106)	人 487 (484)	人 604 (454)	人 1,320.0 (1,189.0)	人 212.5 (216.5)	% 1.90 (1.71)	企業 514 (487)	% 52.0 (49.3)
100～ 300人未満	910 (868)	138,206.5 (132,085.0)	493 (466)	147 (110)	1,133 (1,040)	259 (219)	2,395.5 (2,191.5)	322.0 (338.5)	1.73 (1.66)	528 (468)	58.0 (53.9)
300～ 500人未満	155 (160)	53,758.0 (55,255.5)	224 (238)	40 (48)	415 (392)	101 (98)	953.5 (965.0)	120.5 (113.5)	1.77 (1.75)	86 (77)	55.5 (48.1)
500～ 1,000人未満	104 (98)	63,331.5 (61,257.0)	262 (259)	53 (60)	576 (585)	134 (118)	1,220.0 (1,222.0)	126.5 (154.0)	1.93 (1.99)	47 (57)	45.2 (58.2)
1,000人以上	57 (50)	195,010.0 (180,432.5)	765 (723)	212 (208)	1,791 (1,549)	1,031 (1,013)	4,048.5 (3,709.5)	330.5 (320.0)	2.08 (2.06)	32 (25)	56.1 (50.0)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

### (2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
産業計	企業 2,215 (2,163)	人 519,911.5 (498,727.5)	人 1,940 (1,872)	人 591 (532)	人 4,402 (4,050)	人 2,129 (1,902)	人 9,937.5 (9,277.0)	人 1,112.0 (1,142.5)	% 1.91 (1.86)	企業 1,207 (1114)	% 54.5 (51.5)
農・林・漁業、 鉱業	企業 13 (13)	人 1,816.0 (1,552.5)	人 14 (14)	人 4 (1)	人 24 (26)	人 10 (10)	人 61.0 (60.0)	人 2.0 (5.0)	% 3.36 (3.86)	企業 9 (8)	% 69.2 (61.5)
建設業	78 (73)	8,872.0 (8,349.5)	28 (23)	4 (5)	68 (61)	2 (4)	129.0 (114.0)	13.5 (4.5)	1.45 (1.37)	38 (34)	48.7 (46.6)
製造業	433 (427)	70,999.0 (70,587.0)	264 (263)	23 (19)	631 (626)	69 (47)	1,216.5 (1,194.5)	94.0 (113.5)	1.71 (1.69)	248 (234)	57.3 (54.8)
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (5)	1,635.5 (1,580.5)	9 (10)	0 (0)	11 (10)	0 (0)	29.0 (30.0)	3.0 (4.0)	1.77 (1.90)	2 (2)	33.3 (40.0)
情報通信業	51 (52)	8,540.5 (8,207.5)	32 (24)	1 (3)	52 (44)	8 (7)	121.0 (98.5)	25.0 (18.5)	1.42 (1.20)	22 (17)	43.1 (32.7)
運輸業	247 (240)	41,552.0 (39,217.0)	175 (168)	30 (19)	395 (363)	28 (42)	789.0 (739.0)	72.5 (65.5)	1.90 (1.88)	133 (121)	53.8 (50.4)
卸売業、小売業	321 (312)	90,408.0 (81,658.0)	301 (266)	73 (67)	777 (649)	251 (198)	1,577.5 (1,347.0)	201.5 (221.0)	1.74 (1.65)	147 (125)	45.8 (40.1)
金融業、保険業	25 (25)	16,792.5 (16,625.0)	108 (103)	4 (8)	127 (123)	11 (16)	352.5 (345.0)	40.5 (29.0)	2.10 (2.08)	13 (14)	52.0 (56.0)
不動産業、 物品賃貸業	32 (33)	8,128.5 (7,990.0)	33 (38)	7 (4)	65 (62)	7 (7)	141.5 (145.5)	23.0 (30.0)	1.74 (1.82)	18 (18)	56.3 (54.5)
学術研究、専門・ 技術サービス業	40 (40)	78,485.0 (77,604.5)	203 (207)	142 (160)	670 (607)	746 (796)	1,591.0 (1,579.0)	59.5 (46.5)	2.03 (2.03)	21 (18)	52.5 (45.0)
宿泊業、飲食 サービス業	59 (56)	12,496.5 (11,699.5)	37 (37)	16 (14)	116 (100)	51 (50)	231.5 (213.0)	32.5 (35.0)	1.85 (1.82)	31 (30)	52.5 (53.6)
生活関連サービス 業、娯楽業	107 (101)	18,634.0 (17,579.0)	46 (48)	27 (25)	129 (116)	128 (93)	312.0 (283.5)	69.0 (49.0)	1.67 (1.61)	50 (50)	46.7 (49.5)
教育・ 学習支援業	52 (52)	9,814.0 (9,478.5)	37 (36)	9 (9)	52 (53)	6 (4)	138.0 (136.0)	12.5 (6.5)	1.41 (1.43)	24 (22)	46.2 (42.3)
医療・福祉	506 (490)	82,925.0 (80,101.0)	317 (318)	209 (162)	654 (618)	729 (561)	1,861.5 (1,696.5)	298.0 (341.5)	2.24 (2.12)	312 (290)	61.7 (59.2)
複合 サービス事業	30 (31)	6,790.0 (6,899.0)	27 (28)	5 (4)	57 (50)	5 (5)	118.5 (112.5)	7.5 (14.0)	1.75 (1.63)	12 (13)	40.0 (41.9)
サービス業	215 (213)	62,023.0 (59,599.0)	309 (289)	37 (32)	574 (542)	78 (62)	1,268.0 (1,183.0)	158.0 (159.0)	2.04 (1.98)	127 (118)	59.1 (55.4)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ



第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者 である短時間労働者	b.重度身体障害者 である短時間労働者	c.重度以外の身体 障害者	d.重度以外の身体 障害者である短時 間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者 である短時間労働者	b.重度知的障害者 である短時間労働者	c.重度以外の知的 障害者	d.重度以外の知的 障害者である短時 間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者であ る短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
規模計	9,937.5 (9,277.0)	1,541 (1,495)	380 (343)	2,159 (2,088)	488 (496)	5,865.0 (5,669.0)	496.0 (564.5)	399 (377)	211 (189)	1,464 (1,329)	874 (799)	2,910.0 (2,671.5)	321.0 (293.5)	779 (633)	767 (607)	1,162.5 (936.5)	295.0 (284.5)
50～ 100人未満	1,320.0 (1,189.0)	156 (142)	93 (64)	251 (261)	96 (83)	704.0 (650.5)	84.0 (89.5)	40 (44)	46 (42)	145 (157)	180 (135)	361.0 (354.5)	50.0 (65.0)	91 (66)	328 (236)	255.0 (184.0)	78.5 (62.0)
100～ 300人未満	2,395.5 (2,191.5)	416 (396)	94 (65)	636 (619)	85 (73)	1,604.5 (1,512.5)	170.5 (171.0)	77 (70)	53 (45)	288 (255)	81 (69)	535.5 (474.5)	76.5 (96.0)	209 (166)	93 (77)	255.5 (204.5)	75.0 (71.5)
300～ 500人未満	953.5 (965.0)	186 (194)	25 (30)	242 (229)	36 (34)	657.0 (664.0)	58.0 (60.0)	38 (44)	15 (18)	92 (100)	28 (28)	197.0 (220.0)	33.0 (28.5)	81 (63)	37 (36)	99.5 (81.0)	29.5 (25.0)
500～ 1,000人未満	1,220.0 (1,222.0)	212 (211)	37 (39)	302 (288)	28 (32)	777.0 (765.0)	56.0 (81.5)	50 (48)	16 (21)	159 (175)	62 (50)	306.0 (317.0)	41.0 (30.0)	115 (122)	44 (36)	137.0 (140.0)	29.5 (42.5)
1,000人以上	4,048.5 (3,709.5)	571 (552)	131 (145)	728 (691)	243 (274)	2,122.5 (2,077.0)	127.5 (162.5)	194 (171)	81 (63)	780 (642)	523 (517)	1,510.5 (1,305.5)	120.5 (74.0)	283 (216)	265 (222)	415.5 (327.0)	82.5 (83.5)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

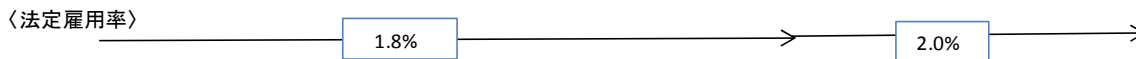
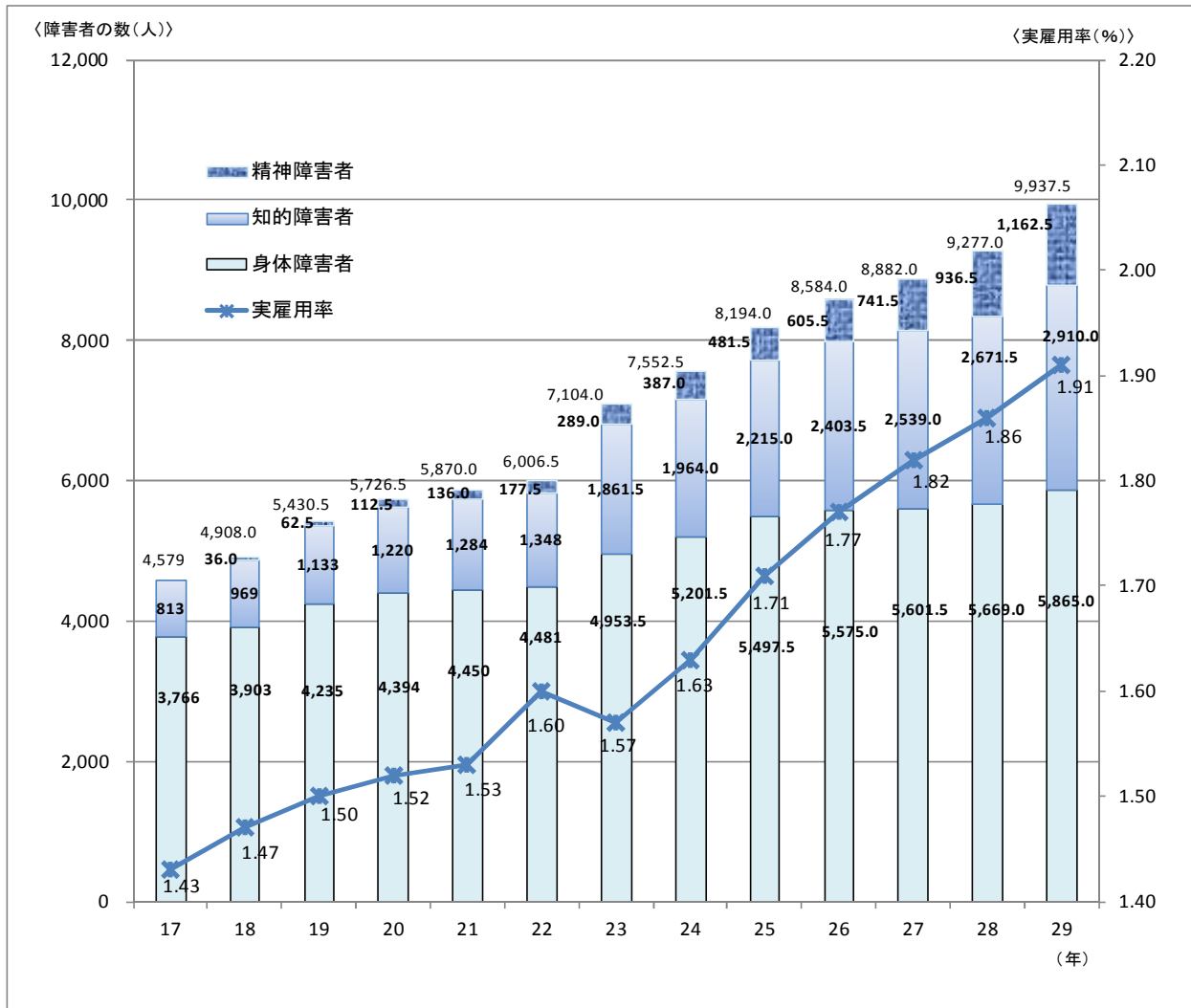
(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者 である短時間労働者	b.重度身体障害者 である短時間労働者	c.重度以外の身体 障害者	d.重度以外の身体 障害者である短時 間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者 である短時間労働者	b.重度知的障害者 である短時間労働者	c.重度以外の知的 障害者	d.重度以外の知的 障害者である短時 間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者であ る短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
産業計	9,937.5 (9,277.0)	1,541 (1,495)	380 (343)	2,159 (2,088)	488 (496)	5,865.0 (5,669.0)	496.0 (564.5)	399 (377)	211 (189)	1,464 (1,329)	874 (799)	2,910.0 (2,671.5)	321.0 (293.5)	779 (633)	767 (607)	1,162.5 (936.5)	295.0 (284.5)
農、林、漁業、鉱業	61.0 (60.0)	5 (5)	1 (0)	11 (8)	2 (1)	23.0 (18.5)	2.0 (0.5)	9 (9)	3 (1)	10 (14)	7 (7)	34.5 (36.5)	0.0 (1.5)	3 (4)	1 (2)	3.5 (5.0)	0.0 (3.0)
建設業	129.0 (114.0)	27 (23)	4 (5)	49 (39)	1 (3)	107.5 (91.5)	9.5 (4.5)	1 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	6.0 (3.0)	1.0 (0.0)	15 (19)	1 (1)	15.5 (19.5)	3.0 (0.0)
製造業	1,216.5 (1,194.5)	223 (227)	15 (12)	325 (328)	31 (30)	801.5 (809.0)	50.0 (63.0)	41 (36)	8 (7)	201 (197)	23 (13)	302.5 (282.5)	28.5 (30.0)	105 (101)	15 (4)	112.5 (103.0)	15.5 (20.5)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	29.0 (30.0)	9 (10)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	27.0 (28.0)	3.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)
情報通信業	121.0 (98.5)	31 (24)	1 (2)	28 (26)	1 (1)	91.5 (76.5)	14.0 (10.5)	1 (0)	0 (1)	7 (7)	2 (2)	10.0 (9.0)	3.0 (5.0)	17 (11)	5 (4)	19.5 (13.0)	8.0 (3.0)
運輸業	789.0 (739.0)	141 (138)	15 (11)	243 (225)	13 (23)	546.5 (523.5)	31.0 (33.5)	34 (30)	15 (8)	92 (95)	5 (4)	177.5 (165.0)	20.0 (18.5)	60 (43)	10 (15)	65.0 (50.5)	21.5 (13.5)
卸売・小売業	1,577.5 (1,347.0)	236 (205)	37 (35)	303 (282)	68 (62)	846.0 (758.0)	72.5 (89.5)	65 (61)	36 (32)	304 (236)	95 (66)	517.5 (423.0)	81.5 (56.5)	170 (131)	88 (70)	214.0 (166.0)	47.5 (75.0)
金融、保険業	352.5 (345.0)	108 (103)	4 (8)	91 (89)	8 (8)	315.0 (307.0)	34.0 (21.5)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	14.0 (14.0)	1.0 (1.0)	22 (20)	3 (8)	23.5 (24.0)	5.5 (6.5)
不動産業 物品賃貸業	141.5 (145.5)	33 (37)	7 (4)	47 (45)	2 (2)	121.0 (124.0)	17.0 (22.0)	0 (1)	0 (0)	10 (7)	2 (2)	11.0 (10.0)	2.0 (7.0)	8 (10)	3 (3)	9.5 (11.5)	4.0 (1.0)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,591.0 (1,579.0)	179 (181)	99 (112)	258 (255)	168 (203)	799.0 (830.5)	14.0 (22.5)	24 (26)	43 (48)	315 (278)	436 (456)	624.0 (606.0)	21.5 (8.0)	97 (74)	142 (137)	168.0 (142.5)	24.0 (16.0)
宿泊業、 飲食サービス業	231.5 (213.0)	22 (25)	11 (7)	34 (28)	7 (4)	92.5 (87.0)	8.0 (9.5)	15 (12)	5 (7)	67 (57)	32 (33)	118.0 (104.5)	17.5 (16.5)	15 (15)	12 (13)	21.0 (21.5)	7.0 (9.0)
生活関連 娯楽業	312.0 (283.5)	36 (37)	20 (17)	71 (82)	35 (30)	180.5 (188.0)	27.0 (26.5)	10 (11)	7 (8)	32 (24)	25 (21)	71.5 (64.5)	12.0 (9.5)	26 (10)	68 (42)	60.0 (31.0)	30.0 (13.0)
教育・ 学習支援業	138.0 (136.0)	37 (36)	9 (9)	34 (37)	4 (1)	119.0 (118.5)	10.5 (4.0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	3.0 (5.0)	0.0 (1.0)	15 (11)	2 (3)	16.0 (12.5)	2.0 (1.5)
医療・福祉	1,861.5 (1,696.5)	242 (243)	124 (95)	338 (327)	109 (96)	1,000.5 (956.0)	123.0 (160.0)	75 (75)	85 (67)	189 (186)	227 (175)	537.5 (490.5)	77.0 (92.0)	127 (105)	393 (290)	323.5 (250.0)	98.0 (89.5)
複合 サービス事業	118.5 (112.5)	23 (22)	3 (2)	42 (37)	2 (2)	92.0 (84.0)	6.5 (7.0)	4 (6)	2 (2)	7 (8)	3 (3)	18.5 (23.5)	0.0 (4.0)	8 (5)	0 (0)	8.0 (5.0)	1.0 (3.0)
サービス業	1,268.0 (1,183.0)	189 (179)	30 (24)	276 (272)	37 (30)	702.5 (669.0)	74.0 (86.0)	120 (110)	7 (8)	209 (198)	17 (17)	464.5 (434.5)	56.0 (43.0)	89 (72)	24 (15)	101.0 (79.5)	28.0 (30.0)

(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



※1 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模企業、平成25年以降は50人以上規模企業の集計である）

※2 障害者実雇用率の算定方法は以下のとおりである。（平成22年7月1日～）

$$\text{障害者実雇用率} = \frac{\text{障害者である（常用雇用労働者数+常用雇用短時間労働者数} \times 0.5）}{\text{（健常者を含む）常用雇用労働者数} + \text{（健常者を含む）常用雇用短時間労働者数} \times 0.5}$$

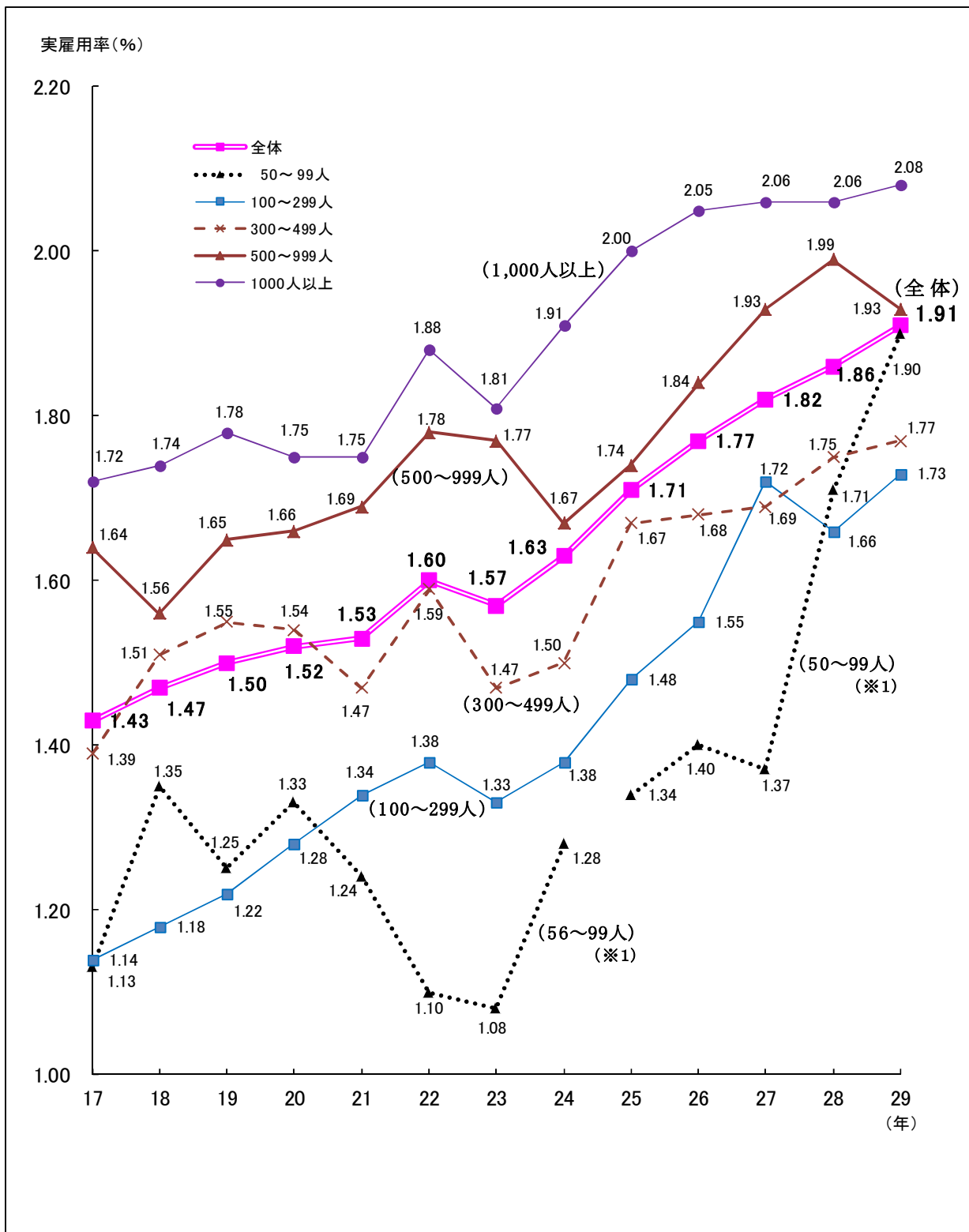
※3 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

<p>平成 17年度まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> </ul>	<p>平成 23年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul>
<p>平成 18年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul>	<p>平成 24年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）</li> <li>知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>身体障害者である短時間労働者</li> <li>（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> <li>知的障害者である短時間労働者</li> <li>（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）</li> </ul>

※4 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

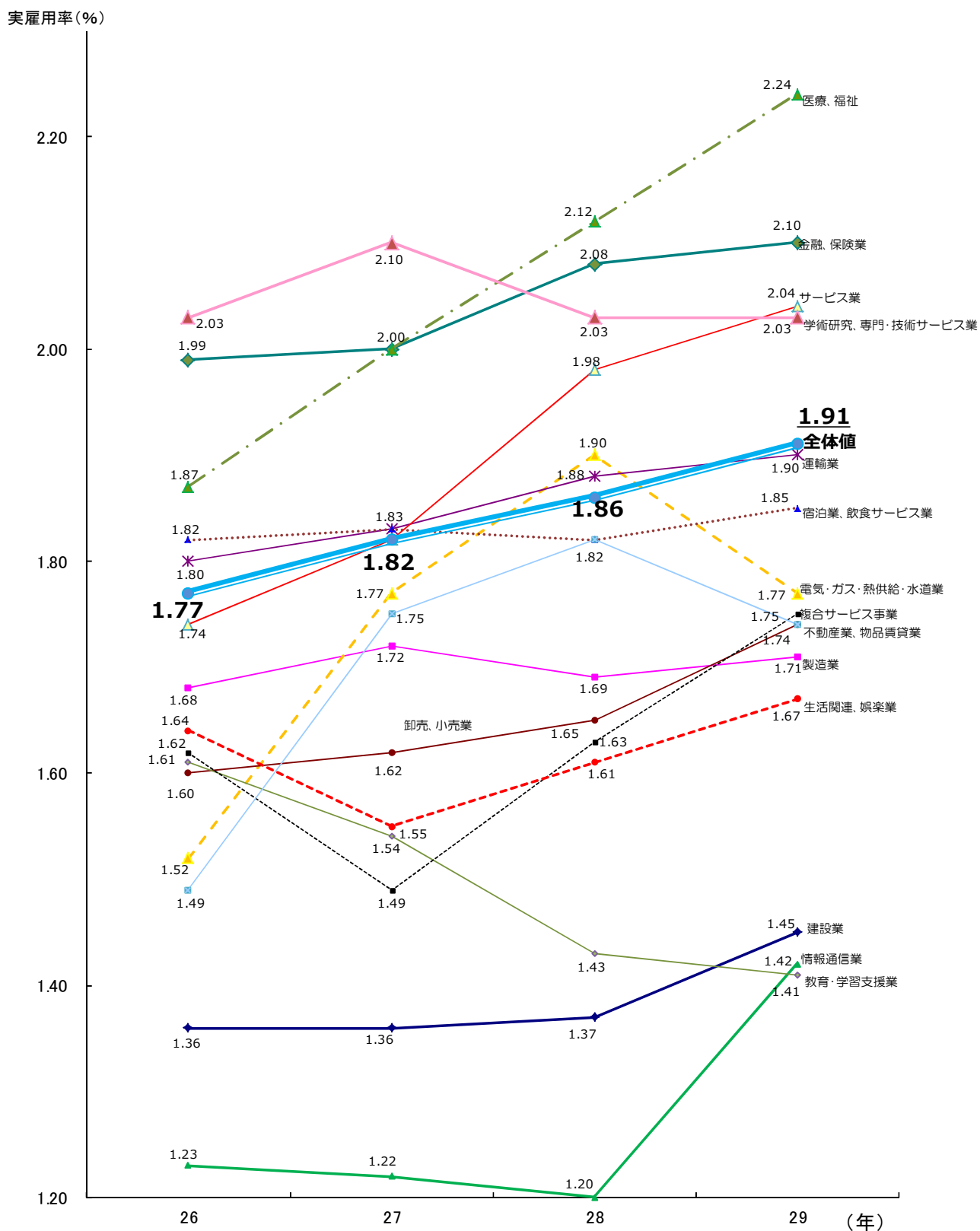


※1 平成24年以前は56人以上規模企業が対象があったのに対し平成25年以降は50人以上規模企業が対象となったため平成24年以前の数値は56~99人の数値である。

※2 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

### 第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

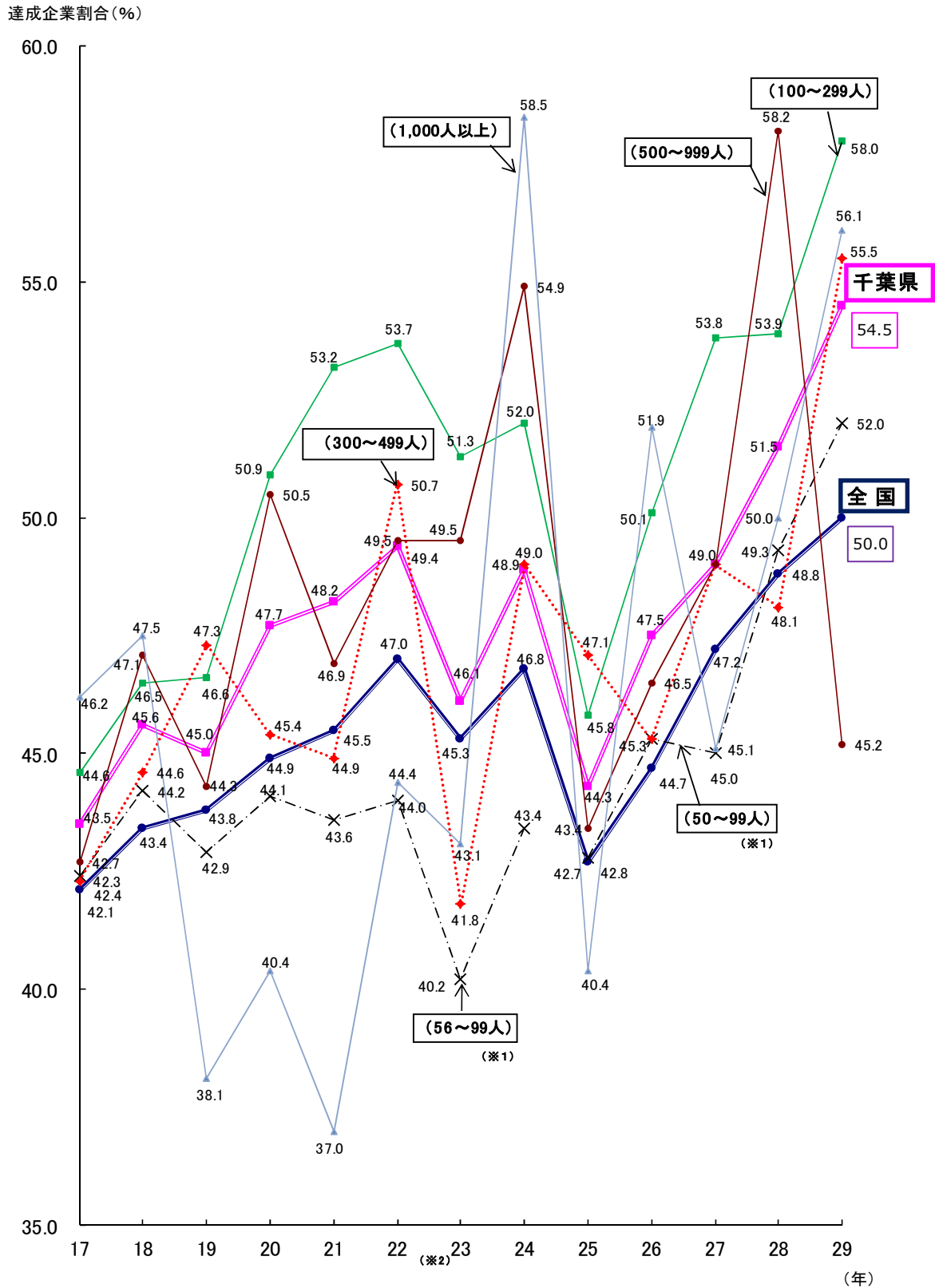
各年6月1日現在



※1 グラフ作成上、労働者数が1,850人に満たない農・林・漁業及び鉱業は除いている。

第4図 民間企業における規模別障害者の法定雇用率達成企業割合の推移

各年6月1日現在



※1 平成24年以前は56人以上規模企業が対象であったのに対し平成25年以降は50人以上規模企業が対象となったため平成24年以前の数値は56~99人の数値である。

※2 平成22年から平成23年の法定雇用率達成企業割合の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.3%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
計	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	7	11,891.5	91	4	109	6	298.0	16.0	2.51	7	100.0
	(7)	(11,899.0)	(89)	(4)	(111)	(5)	(295.5)	(20.0)	(2.48)	(7)	(100.0)
千葉県知事部局	1	7,832.5	62	0	75	0	199.0	11.0	2.54	1	100.0
	(1)	(7,846.5)	(61)	(0)	(75)	(0)	(197.0)	(15.0)	(2.51)	(1)	(100.0)
その他の県の機関	6	4,059.0	29	4	34	6	99.0	5.0	2.44	6	100.0
	(6)	(4,052.5)	(28)	(4)	(36)	(5)	(98.5)	(5.0)	(2.43)	(6)	(100.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	298.0	88	4	97	6	280.0	9.0	3	0	4	0	10.0	5.0	8	0	8.0	2.0
	(295.5)	(86)	(4)	(99)	(5)	(277.5)	(11.0)	(3)	(0)	(4)	(0)	(10.0)	(4.0)	(8)	(0)	(8.0)	(5.0)

2. 法定雇用率2.2%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
千葉県 教育委員会	機関 1	人 22,650.5	人 145	人 6	人 202	人 11	人 503.5	人 58.5	% 2.22	機関 1	% 100.0
	( 1 )	( 22,727.5 )	( 156 )	( 3 )	( 209 )	( 10 )	( 529.0 )	( 55.0 )	( 2.33 )	( 1 )	( 100.0 )

[第4表 1(1)・2(1)の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は、平成28年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[第4表 1(2)の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成28年6月2日から平成29年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は、平成28年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分			
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
法定雇用率2.3%が適用される機関	87 (86)	43,693.5 (43,464.0)	254 (244)	45 (45)	457 (436)	59 (75)	1,039.5 (1,006.5)	61.5 (79.0)	2.38 (2.32)	77 (70)	88.5 (81.4)
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4 (4)	5,516.5 (5,611.5)	22 (23)	5 (6)	59 (66)	15 (13)	115.5 (124.5)	7.0 (6.0)	2.09 (2.22)	3 (3)	75.0 (75.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
法定雇用率2.3%が適用される機関	1,039.5 (1,006.5)	250 (239)	44 (45)	369 (364)	40 (56)	933.0 (915.0)	47.0 (53.5)	4 (5)	1 (0)	23 (22)	6 (8)	35.0 (36.0)	8.5 (14.5)	65 (50)	13 (11)	71.5 (55.5)	6.0 (11.0)	
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	115.5 (124.5)	22 (22)	5 (6)	46 (52)	15 (13)	102.5 (108.5)	4.0 (3.0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (2.0)	0.0 (0.0)	13 (14)	0 (0)	13.0 (14.0)	3.0 (3.0)	

[第5表 (1)の注]

(第4表 1(1)の注)1~5と同じ

6 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。

7 法定雇用率2.3%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

[第5表 (2)の注]

(第4表 1(2)の注)1~6と同じ

(第5表 (1)の注)6、7と同じ



## 第6表 地方公共団体等の各機関の状況

### (1) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	7,832.5	199.0	2.54	0.0	
千葉県（認定）	7,832.5	199.0	2.54	0.0	注4

### (2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,059.0	99.0	2.44	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県水道局	1,025.0	29.0	2.83	0.0	
千葉県病院局	1,233.0	28.0	2.27	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	34.0	2.27	0.0	

### (3) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,650.5	503.5	2.22	0.0	
千葉県	22,650.5	503.5	2.22	0.0	

### (4) 特殊法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	2,125.5	37.5	1.76	9.5	
千葉県住宅供給公社	87.5	2.0	2.29	0.0	
さんむ医療センター	243.5	2.5	1.03	2.5	注7
総合病院国保旭中央病院	1,509.5	29.0	1.92	5.0	注7
東金九十九里地域医療センター	285.0	4.0	1.40	2.0	

注5）特殊法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人である。  
なお、同令別表第2の第1号から第8号までの法人（国所轄の法人）については、厚生労働省で発表している。

### (5) 県内市町村等の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	43,693.5	1,039.5	2.38	16.5	
千葉市（認定）	5,680.5	137.5	2.42	0.0	注4
銚子市（認定）	707.0	15.0	2.12	1.0	注4
市川市	2,443.5	64.0	2.62	0.0	
船橋市	2,886.0	67.5	2.34	0.0	
館山市	379.0	8.0	2.11	0.0	
木更津市（認定）	996.5	18.5	1.86	3.5	注4、注7
松戸市（認定）	2,602.5	56.0	2.15	3.0	注4、注7
野田市	697.0	18.0	2.58	0.0	
茂原市	494.0	11.0	2.23	0.0	
成田市	926.5	23.5	2.54	0.0	
佐倉市	802.5	21.0	2.62	0.0	
東金市	366.0	8.0	2.19	0.0	
旭市（認定）	527.5	12.0	2.27	0.0	注4
習志野市	816.0	19.5	2.39	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
柏市	1,688.5	39.0	2.31	0.0	
勝浦市	216.0	5.0	2.31	0.0	
市原市	1,509.5	36.0	2.38	0.0	
流山市(認定)	1,024.5	23.0	2.24	0.0	注4
八千代市(認定)	1,130.0	28.5	2.52	0.0	注4
我孫子市	593.5	18.5	3.12	0.0	
鴨川市	525.0	12.0	2.29	0.0	
鎌ヶ谷市(認定)	521.0	14.0	2.69	0.0	注4
君津市(認定)	875.0	21.0	2.40	0.0	注4
富津市(認定)	397.5	10.0	2.52	0.0	注4
浦安市	770.5	18.0	2.34	0.0	
四街道市	447.5	12.0	2.68	0.0	
袖ヶ浦市	389.5	8.0	2.05	0.0	
八街市(認定)	520.0	13.0	2.50	0.0	注4
印西市	640.0	14.5	2.27	0.0	
白井市	383.0	10.0	2.61	0.0	
富里市(認定)	441.0	15.0	3.40	0.0	注4
南房総市(認定)	686.5	16.5	2.40	0.0	注4
匝瑳市(認定)	292.5	7.0	2.39	0.0	注4
香取市	485.0	11.0	2.27	0.0	
山武市(認定)	435.5	12.0	2.76	0.0	注4
いすみ市(認定)	469.5	10.5	2.24	0.0	注4
酒々井町	168.5	4.0	2.37	0.0	
栄町(認定)	176.0	4.0	2.27	0.0	注4
神崎町	69.0	1.0	1.45	0.0	
多古町	255.0	7.0	2.75	0.0	
東庄町	133.0	3.0	2.26	0.0	
大網白里市(認定)	604.0	14.0	2.32	0.0	注4
九十九里町	126.0	2.0	1.59	0.0	
芝山町	119.0	2.0	1.68	0.0	
横芝光町	252.0	5.0	1.98	0.0	
一宮町	112.0	1.0	0.89	1.0	注7
睦沢町	63.5	2.0	3.15	0.0	
長生村	131.0	2.0	1.53	1.0	注7
白子町	136.0	3.0	2.21	0.0	
長柄町	109.0	3.0	2.75	0.0	
長南町(認定)	138.5	3.0	2.17	0.0	注4
大多喜町	165.0	2.0	1.21	1.0	注7
御宿町	123.0	1.0	0.81	1.0	注7
鋸南町	81.0	2.0	2.47	0.0	
市川市教育委員会	779.5	18.5	2.37	0.0	
館山市教育委員会	191.0	5.0	2.62	0.0	
野田市教育委員会	113.0	3.0	2.65	0.0	
茂原市教育委員会	98.0	2.0	2.04	0.0	
成田市教育委員会	257.5	6.0	2.33	0.0	
佐倉市教育委員会	163.0	6.0	3.68	0.0	
東金市教育委員会	85.0	3.0	3.53	0.0	
市原市教育委員会	221.0	7.0	3.17	0.0	
我孫子市教育委員会	94.5	2.5	2.65	0.0	
鴨川市教育委員会	134.0	3.0	2.24	0.0	
浦安市教育委員会	238.0	7.0	2.94	0.0	
四街道市教育委員会	66.0	2.0	3.03	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	86.5	1.0	1.16	0.0	
印西市教育委員会	253.0	7.5	2.96	0.0	

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
白井市教育委員会	112.5	4.0	3.56	0.0	
香取市教育委員会	117.0	3.0	2.56	0.0	
大多喜町教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	
香取広域市町村圏事務組合	54.0	1.0	1.85	0.0	
山武郡市広域水道企業団	57.0	2.0	3.51	0.0	
四市複合事務組合	87.0	2.0	2.30	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	111.0	4.0	3.60	0.0	
山武郡市広域行政組合	77.0	2.0	2.60	0.0	
九十九里地域水道企業団	78.0	1.0	1.28	0.0	
香取市東庄町病院組合	123.5	5.0	4.05	0.0	
国保国吉病院組合	197.0	2.0	1.02	2.0	注7
君津中央病院企業団	578.0	13.0	2.25	0.0	
公立長生病院	167.0	2.0	1.20	1.0	注7
松戸市病院事業	672.0	13.0	1.93	2.0	注7
習志野市企業局	99.5	2.0	2.01	0.0	
柏市水道事業	68.5	2.0	2.92	0.0	
船橋市病院事業	279.0	6.5	2.33	0.0	
国保匝瑳市民病院	185.5	4.5	2.43	0.0	
佐倉市上下水道部	61.0	1.0	1.64	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.2%) 注6

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,516.5	115.5	2.09	7.0	
千葉市教育委員会	4,095.0	83.0	2.03	7.0	
船橋市教育委員会	893.0	19.5	2.18	0.0	
習志野市教育委員会	242.5	5.0	2.06	0.0	
柏市教育委員会	286.0	8.0	2.80	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、量子科学技術研究開発機構、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない。

注6 法定雇用率2.2%の市町村教育委員会とは、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校又は中等教育学校に置かれる教諭、助教諭又は講師（常勤者に限る。）の任命権者である教育委員会である。（特例認定機関を除く）

注7 注7の機関は、障害者雇用状況報告（平成29年6月1日）後、障害者雇用不足数を解消した機関。

# 労働局・ハローワーク等による障害者雇用促進の主な施策（参考）

障害者の雇用の促進を図るため、**障害者雇用率制度に基づく事業主への雇用率達成指導**や、**障害特性等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介**の実施、障害者雇用納付金制度の運用に加え、次のような雇用支援策を実施することにより、障害者本人や障害者を雇用する事業主を支援する。

## 1 「トライアル雇用」により相互理解を促進し、障害者の早期就職の実現や雇用機会を創出

### （障害者トライアル雇用事業）

障害者を一定期間試行雇用することにより、適性或業務遂行可能性を見極め、相互理解を深めること等を通じて、障害者雇用を推進する。

## 2 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。

## 3 就業面と生活面における一体的な支援

### （障害者就業・生活支援センター事業）

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を行う事業。

## 4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託訓練先を開拓し、様々な障害の態様に応じた公共職業訓練を実施。

## 5 関係機関の「チーム支援」による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進

### （チーム支援事業）

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に、就労支援機関や医療機関等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を実施する事業。

## 6 企業における障害者雇用についての理解促進及び職場実習の総合的かつ効率的な推進を図り、障害者雇用を促進

### （福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業）

企業、障害者、就労支援機関、特別支援学校等の一般雇用に対する不安感を払拭し、障害者本人やその保護者、地域で障害者の就労支援を行う機関・特別支援学校・医療機関の職員等と企業との相互理解を深めるために、就労支援に関するセミナーや先進取組み企業見学会を実施。また、企業内での職場実習を一層推進する事業。

## 7 障害特性に応じた就労支援

### （精神科医療機関とハローワークとの連携モデル事業）

精神科医療機関とハローワークとの連携モデル事業をハローワーク松戸にて実施。

### （精神障害者雇用トータルサポーターによる支援）

求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、企業に対して精神障害者の雇用に関する意識啓発などの業務を実施。

### （若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム）

発達障害等、コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して、カウンセリングや対人技能トレーニング、面接同行などの個別支援を行う。

### （難病相談・支援センターと連携した就労支援）

ハローワーク千葉に難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する就労支援や雇用継続等の支援を行う。

## 8 精神・発達障害者しごとサポーターの養成

広く職場における精神障害者、発達障害者に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会となることを目的として、職場における応援者となっていたりするための講座を開催。（29年度新規事業）

事業主のみなさまへ

## 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

### 留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

#### ▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### 留意点

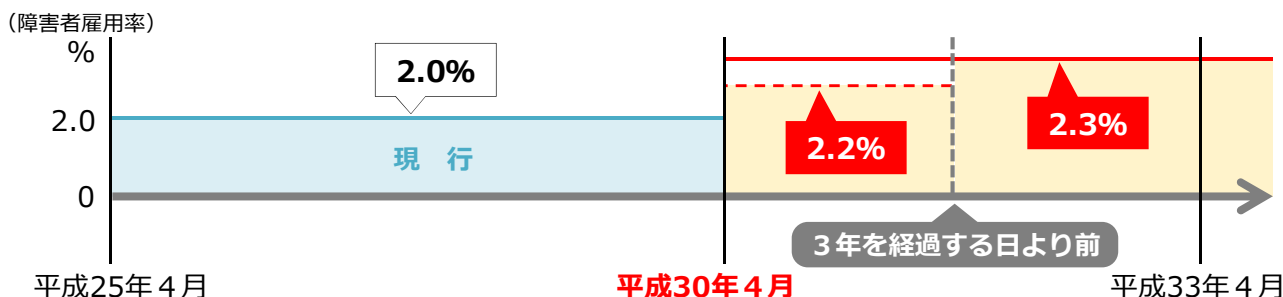
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

#### ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前<sup>※</sup>に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

<sup>※</sup> 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

<sup>※</sup> 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01